

報告第 18 号

平成 25 年度決算に基づく足立区の健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年度決算に基づく足立区の健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて報告する。

平成 26 年 9 月 22 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
% -	% -	% - 0 . 5	% -

備考

実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「 - 」で表示している。

26足監副発第11号

平成26年8月25日

足立区長

近藤 やよい 様

足立区監査委員 加納 將 史

同 荒 井 喜一郎

同 くじらい 光治

同 金 沢 美矢子

平成25年度決算に基づく足立区健全化判断比率の審査結果について

先に、区長から提出された平成25年度決算に基づく足立区健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

平成 2 5 年度決算に基づく足立区健全化判断比率審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の対象

審査の対象とする事項は、区長から提出された平成 2 5 年度決算に基づく足立区健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類とした。

2 審査の方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条の規定に基づき、区長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかに主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係職員からの聴取及び資料の提出を求めて審査を行った。

3 審査の実施期間

審査は、平成 2 6 年 8 月 1 日（金）から 8 月 2 5 日（月）までの間に実施した。

4 審査の重点事項

審査にあたっては、次の点に特に留意した。

- （１）審査に付する様式は法令に準拠したものになっているか
- （２）算定の基礎となる書類等が適正に作成されているか
- （３）その算出過程に誤りがないか
- （４）法令に基づき適切な算定要素が用いられているか
- （５）地方公社等については、区条例や区との協定並びに当該公社等の定款に適合しているか

第 2 審査の結果

1 意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、いずれも適正に作成されているものと認められる。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率とも早期健全化基準と比較すると、これを下回っていると認められる。

記

健全化判断比率	平成 2 5 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	-	1 1 . 2 5 %
連結実質赤字比率	-	1 6 . 2 5 %
実質公債費比率	- 0 . 5 %	2 5 . 0 %
将来負担比率	-	3 5 0 . 0 %

2 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

以上